

## 基本計画（素案）

### 1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

#### （１）地域の特色と目指す産業集積の概要について

滋賀県は社団法人日本経済研究センターがまとめた２００８年～２０２０年までの都道府県別実質成長率（推計値、平成２１年４月発表「第３５回日本経済中期予測」都道府県別予測）によると全国第５位、２０１１年～２０２０年だけを見れば全国第１位となっている。

この指標は、製造業の拠点多く、また、住みやすさから人口流入が進む滋賀県の強みを象徴するものであると考え、こうした中で、琵琶湖の東北部に位置し、以下に述べる地理的条件や交通インフラ、教育機関、多岐にわたる既存産業を有する彦根市は、産業集積を図るうえで優位な環境にある。

（地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特色について）

#### 彦根市の立地条件と利便性

彦根市は日本列島のほぼ中心に位置し、近畿、中部、北陸といった大都市圏の結節点に位置する。

彦根市内には東海道本線、近江鉄道などの鉄道網の他、名神高速道路（彦根ＩＣ）、国道８号、３０６号など国土軸にあたる主要交通網が通り、隣接する米原市には東海道新幹線や北陸本線、北陸自動車道（米原ＪＣＴ）が接続し、京都や大阪、名古屋をはじめ、関西国際空港や中部国際空港、大阪港、名古屋港、四日市港、敦賀港といった国際物流・交通拠点へのアクセスに恵まれていることから、物流面での利便性に加え、人や情報の移動や交流といった面においても非常に恵まれた環境にある。

	鉄道（東海道本線、東海道新幹線）		道路 名神高速道路 （彦根ＩＣ）
	在来線（彦根駅）	新幹線（米原駅）	
京都	約４５分	約２５分	約６０分
大阪	約８０分	約４５分	約９０分
名古屋	約６５分	約３０分	約６０分
東京		約２時間３０分	
金沢	約２時間 (米原駅から特急)		約２時間
大阪国際空港			約１時間４０分
関西国際空港			約２時間３０分

中部国際空港			約 2 時間
大阪港			約 2 時間
名古屋港			約 1 時間 5 0 分
四日市港			約 1 時間 4 0 分
敦賀港			約 6 0 分

#### 地場産業とものづくり産業の集積

彦根市では、地域の歴史、風土など地域資源を反映し、地域経済の基盤となっている 3 つの地場産業（パルプ、仏壇、ファンデーション）が産地として集積しており、地域経済を支え続けてきた。こうした地場産業は、地域に培われてきた独自の優れた技術やノウハウを活かし、高付加価値化を目指した新商品の開発や新市場の開拓に向け、環境や健康、安全等をキーワードにした新商品の開発に取り組む企業も増えてきている。中でもパルプについては、関西大学工学部、滋賀県東北部工業技術センター、滋賀パルプ協同組合により新素材の開発として、鉛を使わない環境に配慮した銅合金の共同開発に成功し、「ピワライト」の名称で、JIS規格の承認を受け、各方面から注目されている。なお、平成 20 年のパルプ生産高は、前年比 6.1%増の 277 億円で、平成 16 年から平成 20 年にかけて 5 年連続で前年を上回る生産高となっている。

また、彦根市では戦前から戦後にかけて、多くの企業が集積しており、特に戦後の高度経済成長により電気、機械、金属、電子部品、自動車部品などの大規模な製造業が進出し、現在では多岐にわたる製造業が集積するようになった。

#### < 参考 > 彦根市内及び隣接地域における主な立地事業所

- ・昭和電工株式会社彦根事業所
- ・昭和アルミニウム缶株式会社彦根工場
- ・新神戸電機株式会社彦根工場
- ・大日本スクリーン製造株式会社彦根地区事業所
- ・タカタ株式会社彦根製造所
- ・株式会社ナイキ彦根工場
- ・パナソニック電工株式会社彦根工場
- ・フジテック株式会社
- ・株式会社ブリヂストン彦根工場
- ・マルホ株式会社彦根工場
- ・キリンビール株式会社滋賀工場（犬上郡多賀町）

### 企業の創造的な活動を支える基盤の充実

滋賀県では、平成に入ってから、彦根市に拠点を置く滋賀県立大学をはじめ、龍谷大学、立命館大学、長浜バイオ大学、さらには成安造形大学やびわこ成蹊スポーツ大学など、理工系を中心に環境や医療、バイオ、さらには芸術やスポーツなど、幅広い分野の四年制大学の立地・整備が急速に進んだ。

これらの大学では、滋賀県立大学地域産学連携センターに代表されるように、早くから、産学官連携のための体制整備を重点的に進められ、企業と技術交流や共同研究の実施、新しい技術シーズを基にした事業化の推進、さらには、キャンパスでのインキュベーション施設やレンタルラボの整備等、ハード・ソフト両面で先駆的な取り組みが展開されている。

彦根市内には、滋賀県立大学のほかに滋賀大学、聖泉大学、ミシガン州立大学連合日本センター、滋賀県立彦根工業高校などの教育機関が立地しており、企業経営や技術相談、人材育成等について企業との交流や連携が可能である。

こうした中、平成18年11月には、これら大学等、地域の独創的な研究成果を新規事業創出や技術革新に結びつけることを目指して、栗東市に独立行政法人科学技術振興機構の活動拠点JSTイノベーションサテライト滋賀が開設された。

イノベーションの源泉として、企業の研究開発など創造的な活動を支える、こうした学術・研究機関や滋賀県工業技術総合センターをはじめとする公的試験研究機関、そして、目的や事業化のステージに応じた多様なインキュベーション施設（公的・大学関係施設だけで全170室）が琵琶湖を取り囲むように立地しており、これら大半の大学や施設とは彦根市内から60分以内で連携が可能である。

### 生活環境としての快適・利便性

滋賀県は、県土の中央に琵琶湖を抱え、四方を山々に囲まれた盆地であることから、彦根市をはじめ県内全域では、四季折々の豊かで穏やかな自然や美しい景観に身近に触れることができる。

また、彦根市は彦根城を中心に江戸期の約270年間にわたって政治や経済、文化の中心として栄えてきた35万石の城下町で、町割りなどには、今なお往時の面影が色濃く残されており、様々な伝統文化も現代に引継がれている。

こうした、彦根が持つ歴史と文化を活かして、まちづくりの成功例として全国的に知られた「夢京橋キャッスルロード」や「四番町スクエア」、大学と連携し戦国をテーマに独自のまちづくりに取り組む「花しょうぶ通り商店街」など、古くて新しい文化とアミューズメントの提供に挑戦し、多くの来訪客で賑わっている。

さらに、2007年に彦根市で開催された「国宝・彦根城築城400年祭」は、当初予想を上回る大成功を納め、そのイメージキャラクター「ひこにゃん」がゆるキャラの元祖として全国的な人気となり、観光や地域経済の振興に大いに貢献している。2008年からは「井伊直弼と開国150年祭」を開催し、引続き「歴史文化都市・彦根」を全国に発

信し続けている。

このように、彦根市は、四季を通じての自然と歴史文化的にも恵まれた環境にあり、従業員や家族の質の高い生活と、知的創造活動に対する高いポテンシャルを有している地域と言える。

#### 全国トップクラスの人口増加県

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の都道府県別将来推計人口 平成17年(2005年)～平成47年(2035年) (平成19年5月推計)」によると、平成12年(2000年)から平成17年(2005年)にかけて既に32道県で人口が減少している中であって、滋賀県は平成27年(2015年)まで人口が増え続けると推計されている。また、生産年齢人口は、他の都道府県と同様、減少傾向にあるものの、平成47年(2035年)時点の生産年齢人口割合は、東京都、愛知県に次いで全国第3位(59.2%)と推計されている

#### 災害の少ない地域

平成10年から平成18年までの自然災害による被害(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、その他異常な自然現象により生じた被害)の都道府県別被害総額(消防庁調べ)では、滋賀県は被害総額の少なさで、常に上位10位以内に位置しており、また、水害だけに限ってみれば、平成10年から平成19年の被害額の合計(国土交通省調べ)は、全国で最も少ない数値となっている。このことから見ても、滋賀県は全国でも災害の少ない地域であることが実証されている。

#### (目指す産業集積の概要について)

滋賀県では、産業振興の基本的な指針である「滋賀県産業振興新指針」(平成15年3月策定、平成20年7月改訂)において、競争力のある産業集積を目指して、交通アクセスや物流機能の優位性、理工系を中心とした大学の立地に伴う人材面での魅力など、滋賀の地域特性をPRしながら、技術指向型や研究開発型の高い技術や優れた生産ノウハウを持った競争力のある、時代をリードする企業の誘致に努めることとしている。

こうした中で、彦根市では、「彦根市総合発展計画」(平成12年度策定、平成18年度改定)における工業の振興の方針として、「優良企業の工業系用途地域への誘致」、「大学と産業界との連携」、「環境関連産業の振興・育成」、「地場産業の活性化」、農業の振興の方針としては、「地域の特色を活かした特産物づくり」、「環境こだわり農業の推進」などを掲げている。

また、彦根市都市計画マスタープランにおいては、地場産業と新しい創造的事業・ベンチャービジネスや小スペース事務所にも対応した企業誘導を目指し、場所についても、交通アクセスの優れた優良工業地区である野田山地区に、企業誘致を促進するよう整備誘導

を図るとしている。

そこで、これまで地域で培われた技術、伝統、人材と、大学等の教育機関が持つ知的資源、人材、さらに個々企業が持つ先端技術やITを融合した、下記の分野での産業の集積を図ることにより、地域経済の活性化と地域雇用の創出を目指す。

#### 高付加価値地場産業

彦根市に根付いた地場産業（バルブ、仏壇、ファンデーション）にITの専門技術と人材を融合させて、高度化を図るとともに、ITもベンチャービジネスの普及に努め、彦根の新たな地場産業として育成し、ひいては、伝統の地場産業と新しい地場産業が融合した、高付加価値地場産業の形成を目指す。

#### 高度ものづくり産業

多種多様な企業が立地する地域特性を活かし、個々の企業がもつ優れた技術と、市内に立地する大学・工業高校などの教育機関との連携、また立地企業間の連携により、技術の高度化を促進するため、人材交流、共同研究のネットワークを構築する。

#### 環境産業及びその関連産業

地球環境に対する関心の高まりにより、今後の成長が期待できる分野である環境産業、特に温室効果ガス排出を抑制する次世代エネルギー関連の産業の集積を図る。

#### 農商工連携関連産業

琵琶湖に面した自然環境豊かな彦根市において、その立地条件を活かした、農産物の生産と新たに農産加工品を開発し、販路を開拓するために、生産者とそれを加工・販売する商工業者との連携を強化した、「農商工連携関連産業」の集積を目指す。

### （２）具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	2,125億円	2,231億円	5.0%

( 3 ) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
産業用共用施設の整備等	野田山・大堀地域の整備検討 (彦根市)		●	→	→	→	→
	空き店舗・空きオフィスを利用したレンタルオフィスの整備 (彦根商工会議所・稲枝商工会)		●	→	→	→	→
	立地情報の一元化 (彦根市・滋賀県)	●	→	→	→	→	→
人材の育成事業等	人材育成・確保事業 (彦根商工会議所、稲枝商工会、教育機関)		●	→	→	→	→
	工業高校における人材教育支援 (彦根工業高校)	●	→	→	→	→	→
	地域力循環型キャリア教育プログラム (聖泉大学)	●	→	→	→		
	ITスキル習得のための人材教育支援 (彦根市、彦根市教育委員会)	●	→	→	→	→	→

技術支援等	技術開発から事業化まで一貫した取組支援 (滋賀県、滋賀県立大学等)	●	→						
	地域内大学による技術支援等 (滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学)	●	→						
	地域力連携拠点による中小企業への総合的支援 (彦根商工会議所)	●	→						
その他	立地企業間の人材交流支援 (彦根商工会議所、稲枝商工会等)		●	→					
	異業種交流の取組み (彦根異業種交流研究会、彦根商工会議所、稲枝商工会等)	●	→						
	販路開拓等の取組み (地場産業組合等)	●	→						
	彦根市工場等設置奨励条例による奨励措置 (彦根市)	●	→						
	地域農産物を活用した新商品開発・販路開拓 (彦根商工会議所、稲枝商工会、J A、地域商工業者等)	●	→						

企業立地促進に向けた活動 (地域産業活性化協議会)	●	→						
------------------------------	---	---	--	--	--	--	--	--

## 2 集積区域として設定する区域

(区域)

彦根市全域とする。(ただし、湖水面は除く。)

環境省指定の特定植物群落、自然公園法に規定する自然公園地域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区等の環境保全上重要な地域は除外する。



設定する区域は平成21年10月1日現在における行政区画その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。

(集積区域の可住地面積)

7,242ha

(集積区域に指定されている理由)

彦根市は、40年にわたり現在の市域を保ち続けていることから、自然的経済的社会的条件からみた一体性が高い地域であり、大企業や中小企業が区域一帯に広く立地している



ため、市域全体を集積区域として指定することが、産業集積の形成及び活性化を図るうえで、より成果が期待できることから、彦根市全域を集積区域に指定する。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

現時点においては、指定する区域はない。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

現時点においては、実施する区域はない。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

（１）業種名

（業種名又は産業名）

高付加価値地場産業

（日本標準産業分類上の業種名）

- 11 繊維工業
- 12 木材・木製品製造業
- 13 家具・装備品製造業
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 39 情報サービス業
- 40 インターネット附随サービス業
- 41 映像・音声・文字情報製作業
- 71 学術・開発研究機関

高度ものづくり産業

（日本標準産業分類上の業種名）

- 11 繊維工業
- 12 木材・木製品製造業

- 13 家具・装備品製造業
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業は除く）
- 32 その他の製造業
- 71 学術・開発研究機関

#### 環境産業及びその関連産業

（日本標準産業分類上の業種名）

- 11 繊維工業
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 16 化学工業（塩製造業は除く）
- 18 プラスチック製品製造業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 71 学術・開発研究機関

## 農商工連携関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

09 食料品製造業

10 飲料、たばこ、飼料製造業(たばこ製造業は除く)

16 化学工業(塩製造業は除く)

71 学術・開発研究機関

### (2) (1)の業種を指定した理由

滋賀県では、産業振興の基本的な指針である「滋賀県産業振興新指針」(平成15年3月策定、平成20年7月改訂)において、競争力のある産業集積を目指して、交通アクセスや物流機能の優位性、理工系を中心とした大学の立地に伴う人材面での魅力など、滋賀の地域特性をPRしながら、技術指向型や研究開発型の高い技術や優れた生産ノウハウを持った競争力のある、時代をリードする企業の誘致に努めている。

こうした中で、彦根市では、「彦根市総合発展計画」(平成12年度策定、平成18年度改定)における工業の振興の方針として、「優良企業の工業系用途地域への誘致」、「大学と産業界との連携」、「環境関連産業の振興・育成」、「地場産業の活性化」、農業の振興の方針としては、「地域の特色を活かした特産物づくり」、「環境こだわり農業の推進」などを掲げている。

#### 【高付加価値地場産業】

彦根市では、バルブ、仏壇、ファンデーションの3つの地場産業が産地として集積しており、彦根市の地域経済を支え続けてきた。現在では、消費ニーズの多様化、輸入品との競合などの市場動向に対し、地域で培われてきた独自の技術を活かし、高付加価値化を目指した新商品の開発や、新市場の開拓に向けた取り組みを行っている。例えば、バルブ業界では、新素材の開発として鉛を使わない、環境に配慮した銅合金を関西大学工学部、滋賀県東北部技術センター、滋賀バルブ協同組合による共同開発に成功し、「ピワライト」の名称で、JIS規格の承認を受け、今後の展開が期待されている。しかしながら、地場産業が取り巻く環境は厳しく、さらに、地域の特性を活かした独自の取り組みが求められている。

また、彦根市では、ITを創造的・ベンチャービジネスとして普及させ、最終的には新たな地場産業として定着させることを目標にしている。現在、地域に根付いた科学教育環境の提供と、それを支える指導者育成の推進、さらには、地元産業を活性化し、産業界・

教育界に大きく寄与できる人材を輩出することを目的とした、彦根市サイエンスプロジェクトを平成21年度にスタートさせている。

こうした背景から、これまで地域を支え続けてきた地場産業に、新たなITの専門技術と人材を融合させ、ITツール等を使って既存の地場産業を高度化するとともに、伝統と新しさを併せ持った地場産業の構築を目指すため、集積業種として指定する。

#### 【高度ものづくり産業】

彦根市には、我が国のものづくりを支える高い技術を有する多種多様な大手企業とその研究所が立地している。また、市内には滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学と3つの大学があるが、とりわけ、滋賀県立大学地域産学連携センターでは、多くの中小企業との共同研究、受託研究を行い、平成20年度は85件の実績が報告されている。このほか同大学では、科学技術等の相談や計測分析機器の貸し出し、人材育成のためのセミナー、講習会などの業務を行っており、主に地域の中小企業との結びつきが強い。

そこで、最先端の技術をもつ大手企業と、地域に培われてきた独自の技術を持つ地元中小企業、地元の大学等の教育機関の連携を強化するとともに、関連する新技術や新製品を生み出す研究所、研究開発機能を併設した事業所の新規立地を促進することにより、付加価値の高い新しい「ものづくり産業」の集積を目指す。

#### 【環境産業及びその関連産業】

地球温暖化等の環境問題が深刻化する中で、彦根市では、地球温暖化による環境への影響を減らし、温室効果ガスの排出量が少ない、持続可能な社会システムを構築するため、低炭素社会の実現が自らの責任であることを自覚し、あらゆる分野において温室効果ガスの排出削減のための行動を実践する「低炭素社会構築都市」であることを宣言している。

この宣言に基づき、本市においても温室効果ガスの排出削減のための取り組みを進めている。

また、彦根市内には、自然環境と調和した人間社会を創造していくために、環境問題に対する知識の習得と人材を育成している滋賀県立大学があり、これまでから環境問題を解決するための高度な専門知識と技術を活かして、さまざまな活動に取り組んでいる。

こうした中で環境産業を集積・育成することは、環境保護の観点だけではなく、新たな産業振興の面からも、大学等の知的資源の連携により先端技術や環境技術を活かすことに今後の成長が期待できる。そこで環境産業、特に温室効果ガス排出を抑制する分野の産業（太陽光発電装置、リチウムイオン電池、燃料電池、LED、有機EL、スマートグリッド等）を中心に、環境負荷低減型の次世代環境産業及びその関連産業の集積を目指す。

#### 【農商工連携関連産業】

琵琶湖に面した自然環境豊かな彦根市において、以前からその立地条件を活かして稲麦

を主体とする農業生産を行ってきた。

現在では、市南部の稲枝地域では、地域の活性化、新特産品の開発と販路開拓を目的に、稲枝商工会が中心となって、この地域で栽培されている「彦根梨」を原材料とした新たな特産品、梨の調味料「ナチャップ」を開発し、市内で販売されるまでに至っている。今後とも地域農産品を活用した新商品開発・販路開拓の取り組みを推進するため、生産者と生産物を加工・販売する商工業者や、彦根商工会議所、稲枝商工会、JAなどとの連携を強化することとする。これら地場農産品を活用するため、農商工連携型の食料品製造業の集積を行う。

## 6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数	3 件
指定集積業種の製品出荷額の増加額	175 億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	100 人

## 7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

### 企業用地の整備検討

彦根市内には工業専用地域として、野田山・大堀地区（空閑地面積約29ha）がある。

この地域は、国道306号沿いにあり、名神高速道路彦根ICから車で10分と抜群のアクセスを誇るため、必要に応じて新たな工業用地を整備し、中小企業の集積を図るため、電力・用水などの供給等に必要なインフラ整備等が速やかに実現するよう関係機関と協力しながら対応する。

### 空き店舗・空きオフィスを利用したレンタルオフィスの整備

彦根市内の、空き店舗、空きオフィスを有効活用し、中小企業、ベンチャー企業等の新規創業を支援するためにも、彦根商工会議所、稲枝商工会と連携し、レンタルオフィス（賃貸型事務所）やレンタルラボ（賃貸型研究所）として整備を行う。

### 立地適地情報の一元化

彦根市と滋賀県では、多様化する企業ニーズに迅速かつ的確に対応するため、域内の空き工場や空地を含めた立地適地情報を連携して収集、体系化し、企業ニーズに応じて情報

提供を行う。

(人材の育成・確保に関する事項)

人材育成・人材確保事業の実施

立地企業の高度化に向けて、人材を安定的に供給できる体制を整備するため、彦根市では大学・研究機関や、彦根商工会議所、稲枝商工会さらには企業間との連携強化により、必要な技術力向上のため、人材育成に取り組む。

具体的には、既存中小企業や地場産業の高度化、環境産業等の育成のため、彦根商工会議所や稲枝商工会、滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学、彦根工業高等学校などの教育機関等が、実施している人材育成を機能的に融合し、必要とする人材ニーズに応じた専門的知識の習得や、技術、技能の伝承、その他人材育成ための研修など連携させることにより、人材育成システムを構築する。

工業高等学校による人材教育支援

滋賀県では、今後若手人材の育成がさらに必要とされることから、平成19年度から、社団法人滋賀県経済産業協会と滋賀県教育委員会が連携して、地域に根ざし地域に生きる『ものづくり』人材を育成するための仕組みづくり「クラフトマン21（工業高校実践教育導入事業）」に取り組み、彦根市内の彦根工業高等学校も対象高校となっている。

彦根工業高等学校では、これらの実績を踏まえ、今後とも彦根市、滋賀県、関係企業等と連携し、企業の技術者等による出前授業や実習支援、生徒のインターンシップの充実等を図り、企業ニーズにあった人材育成・確保と専門的知識を習得した生徒が、卒業後に地域産業の即戦力となることを目指す。

聖泉大学による人材教育支援等

聖泉大学では、平成21年度から「NPO・地元企業と連携した地域力循環型キャリア教育プログラム」に取り組んでおり、NPOを通じて大学と地元企業を結びつけるとともに、学生のキャリアアップと育った人材を地域に還元していくシステムの構築を進めている。

ITスキル習得のための人材教育支援（彦根市サイエンスプロジェクト）

彦根市、彦根市教育委員会では、地域に根付いた科学教育環境の提供と、それを支える指導者育成の推進、さらには、地元産業を活性化し産業界・教育界に大きく寄与できる人材を輩出し、企業の高度化につなげていくため、彦根市サイエンスプロジェクトの一環として、教育用ロボットのプログラミングを通じて、社会人向けにはITスキル習得のための講座を開催、小中学生には科学に対する好奇心や探究心を引き出すため、ロボット研究室を開催する。

(技術支援等に関する事項)

滋賀県等による技術開発支援等

滋賀県では、技術開発から事業化までの一貫した取り組みに対して、関係機関が連携して以下のような多面的な支援を行う。

ア) 滋賀県による技術開発支援

滋賀県では、新製品や新技術に関する研究開発やその成果の事業化を行おうとする中小企業者等の創造的事業活動を促進するため、滋賀県産業振興新指針に定める重点産業分野（環境、健康福祉、観光、バイオ、IT）における新事業創出に資する研究開発等事業計画について「チャレンジ計画認定」を行い、認定事業計画については、補助金や制度融資等の資金支援をはじめとする集中的な支援を実施する。

また、滋賀県立大学、滋賀県工業技術総合センター、コラボしが21会館、Lty932、滋賀県立文化産業交流会館に設置されたレンタルラボ（賃貸型研究室）やレンタルオフィス（賃貸型事務室）のほか、12区画を有する滋賀県立テクノファクトリー（賃貸型工場）など成長段階に応じたインキュベーション施設の提供により、中小・ベンチャー企業等の新規創業や新分野への進出を目指した技術開発から事業化までの一貫した取り組みを支援する。

イ) 滋賀県による産学官連携支援

産学官連携による新産業の創出を図るため、リエゾン機能の充実強化策として、産学官連携コーディネーターを配置。企業・理工系大学等のニーズ・シーズの発掘と産学官のマッチングを行うとともに、産学官の関係者の出会いの場として「産学官ニーズ・シーズプラザ」を開催し、新技術・新事業の芽となる産学官研究会の形成をコーディネートする。さらに、滋賀県における新事業創出ならびに中小企業振興のための中核的支援機関である財団法人滋賀県産業支援プラザが入居するコラボしが21会館内に県内大学の産学官連携部門のサテライトと併せてコーディネートスタッフが常駐する「産学官交流サロン」を設置し、産学官連携へのサポートを実施する。

ウ) 滋賀県立大学による技術支援

彦根市内にある滋賀県立大学は、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展、人間の健康など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与することを使命として運営されている。

学内には、産学官連携の拠点施設として、産業界等との交流により、企業の研究開発を支援するとともに、大学の教育研究活動を推進することを目的に、地域産学連携センターを設置している。ここには、研究実験室（貸実験室）を5室設置するとともに、研

究開発に必要な特別仕様の実験室及び機器を整備している。

また、大学の知的資源と企業ニーズのコーディネーターとしては、企業との共同研究を中心に、シーズの提供、研究交流会の開催など、実践指導から情報提供までの幅広い分野において貢献しており、緊密な連携が可能である。

#### エ) 滋賀県工業技術総合センター及び滋賀県東北部工業技術センターによる技術支援

滋賀県工業技術総合センター（栗東市/甲賀市）は、時代の流れに対応した企業の技術力の向上を図るため、電子、機械、化学、食品、工業材料、金属、セラミック等広範な分野を対象に総合的な試験・研究・指導機関として活動する。

とりわけ、企業への技術移転を前提とした応用研究や共同研究を実施するとともに、企業の自主的な研究を支援するための試験分析機器やレンタルラボを提供する。また、技術相談、依頼試験分析、技術情報の提供、研修・セミナーなどの人材育成を実施する。

併せて、産学官連携による研究交流活動として、積極的な研究会活動も実施（滋賀フラインセラミックフォーラム、滋賀県品質工学研究会、デザインフォーラム SHIGA、ものづくりIT研究会、環境効率向上フォーラム等）しており、車でなら約50分で連携が可能である。

また、東北部工業技術センター（長浜市/彦根市）では、有機材料、高分子材料、環境調和技術、繊維技術、テキスタイルデザイン、機械・電子、金属材料など、地域に密着した試験・研究・指導機関として活動している。

更に、産学官連携による研究交流活動としては、高分子材料研究会、環境材料分科会、材料加工技術研究会等がある。

#### オ) 環境産業クラスター創造事業

環境分野における戦略的技術開発や製品開発が活発に取り組みられる環境産業クラスターを形成するため、プラットフォームを整備するとともに、太陽光発電や自然エネルギー関連技術シーズの産業利用を促進するため、地域の産学官連携の技術開発プロジェクトを構築する。また、県内企業を対象に、ものづくり技術や製品の環境保全効果を評価する制度の創設等を行う。

#### カ) 滋賀県知的所有権センター（社団法人発明協会滋賀県支部）による知財支援

滋賀県知的所有権センター（栗東市）は、地域のニーズに合わせた特許の流通促進や産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）に関する情報を的確に提供することを目的に、特許情報閲覧事業や情報提供事業、特許検索の指導・相談などの支援を実施する。

また、地域の産業界や産業施策との連携を強化し、研究開発や事業化についての支援事業を展開するほか、地域産業の育成に必要な技術情報を整理・分析・加工して積極的に発信する情報提供基地としての役割も持つ。当該施設とは、車でなら約50分で連携



が可能である。

#### キ) 財団法人滋賀県産業支援プラザによる総合的支援

財団法人滋賀県産業支援プラザ(大津市)は、滋賀県における新事業創出ならびに中小企業振興のための中核的支援機関として、創業、新事業・新分野への進出、経営基盤の強化など、県内企業が行う社会構造変化への対応に対する取り組みに対し、研究開発から試作、市場開拓、販路拡大など事業化に至るまでの一貫した総合的支援を実施する。当該機関とは、車で約60分で連携が可能である。

#### 滋賀大学による技術支援等

彦根市内にある滋賀大学には、様々な産学官連携活動を行う産業共同研究センターを設け、フォーラムやセミナーの開催や研究者の派遣及び技術相談・経営相談を行っている。その結果、民間企業と大学の連携も進みつつあり、今後は、共同研究や受託研究等を一段と高度なものに押し上げていくことを目指している。そのために、これまで培ってきた企業経営に関する膨大な知識や経験を活用した、独自性、優位性のある活動を展開する。

#### 地域力連携拠点による中小企業への総合的支援

彦根商工会議所は、中小企業庁から、全国各地域に存在する支援基幹や有能な人材をつなぎ合わせて、ワンストップで中小企業の経営のサポートを行う「地域力連携拠点」として採択され、応援コーディネーターを設置し、窓口相談・専門家派遣・セミナー・相談会の開催を通じて、経営力の向上や新事業展開、事業承継等、中小企業が直面する様々な経営課題や、農商工連携に対して総合的な支援を行っている。

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

#### 立地企業間の人材交流

彦根市には多種多様な企業が立地しており、かつては立地企業間の交流が活発であったが、現在はこれら交流が少なくなっている。そこで彦根商工会議所、稲枝商工会が中心となって、技術者・研究者等の個々の技術レベルの向上を図るため、セミナーや研究発表会、懇談会等を開催し、大手企業と中小企業との人材交流をコーディネートする仕組みづくりを行う。

#### 異業種交流の取り組み

彦根商工会議所では異業種の中小企業からなる彦根異業種交流研究会を組織しており、自主的かつ自由な交流活動の中から、各々の潜在能力を啓発するとともに、新たなビジネスチャンスの発見・創造のため共同研究・共同開発及び経営上の問題点等に関して意見交

換を行うことにより、技術水準と技術向上を図っている。

今後は、彦根商工会議所、稲枝商工会が中心となって、異業種交流をより充実させ、中小企業者と農業者との連携も視野に入れながら、新たな商品やサービスの開発等に取り組む。

#### 地場産業組合等による販路開拓等の取り組み

彦根市内の地場産業組合等において、滋賀バルブ協同組合では、鉛を使わない環境に配慮した銅合金「ピワライト」を新商品として開発し、JIS規格の承認を受け、今後は新たな販路開拓やマッチング等に取り組む。また、彦根仏壇事業協同組合では、国指定の伝統的工芸品としての優れた伝統技術の継承や、ライフスタイルの変化に合った新しい仏壇の開発、展示会・見本市への出展、アンテナショップの立ち上げなどを行っている。こうした取り組みにより地場産業のブランド力を高め、地域の資源を活かした新しい付加価値を生み出し、地場産業の活性化と地域の中小企業の振興を図る。

#### 彦根市工場等設置奨励条例による奨励措置

彦根市では、彦根市工場等設置奨励条例を制定し、企業における工場等の新設、増設等に対し奨励措置を講じることにより、産業の振興と雇用機会の増大を目指す。

#### 地域農産物を活用した新商品開発・販路開拓

彦根商工会議所、稲枝商工会、JA、地域の商工業者等が連携し、新商品開発・販路開拓を行うなど、地域の特産物を活用した新たな製品、産業の促進を図る。

#### 滋賀県地域産業活性化協議会の取り組み

8で掲げる「滋賀県地域産業活性化協議会」において、効果的かつ効率的な企業立地促進等に向けた情報発信や人材の育成・確保等に向けた取り組みについて、関係機関等と連携して検討を進める。

## 8 産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項

#### 地域産業活性化協議会の設立

滋賀県では、県全域が自然的・経済的・社会的な一体性を有していることを活かして、本法に基づく基本計画を策定する各地域が連携・共同して取り組みを行うための組織とし

て、「滋賀県地域産業活性化協議会」を設立している。この協議会は、各地域の基本計画の推進に關与する機関をはじめ、財団法人滋賀県産業支援プラザ、株式会社滋賀銀行、大阪ガス株式会社、関西電力株式会社で構成し、これら機関との相互連携及び広域的な地域間連携により、効果的かつ効率的な取り組みの検討と実施に努めることとしている。

彦根市では、本基本計画を推進するための人材の確保や育成、域内企業間の連携、企業立地促進活動等に地域の関係機関が一体となって取り組んでいくためのプラットフォームとして、域内の産学官の関係機関で「滋賀県地域産業活性化協議会彦根地域分科会」を組織し、各機関との緊密な連携と役割分担のもと取り組みを進める。

#### 滋賀県産業振興リエゾン会議

県内各大学等との連携という点では、滋賀県では、産学官連携強化の体制づくりとして、「滋賀県産業振興リエゾン会議」を設置し、県内各大学の交流窓口及び「JSTイノベーションサテライト滋賀」と定期的に会議を開催するなどして連携を密にしており、当該会議との有機的な連携を図りながら、相乗効果の発揮に努める。

#### コラボしが21会館入居経済団体等

さらに、県内商工団体等との連携では、滋賀県は、商工・労働福祉分野の新拠点として、平成16年度に「コラボしが21」を大津市内に整備している。当該施設には、財団法人滋賀県産業支援プラザや社団法人滋賀経済産業協会、滋賀県商工会議所連合会をはじめとする県内の商工団体、労働福祉団体などが一堂に集結し、ワンストップサービスを提供しており、これら機関との連携にも努める。

### 9 市町村及び都道府県における企業立地及び事業高度化に関する手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項

#### (1) 現在行っている取り組み

##### 彦根市におけるワンストップサービス体制の整備

彦根市では産業部商工課を企業立地面でのワンストップ窓口と位置づけ、滋賀県と連携して、立地環境の現状と課題の把握に努めるとともに、財団法人滋賀県産業支援プラザとも連携を図りながら、立地企業に対して的確な情報提供を行うなど、企業立地における諸課題や企業ニーズに対応して迅速できめ細やかな対応に努めている。

##### 滋賀県におけるワンストップサービス体制の整備

滋賀県では、商工観光労働部企業誘致推進室（本務職員 本庁9名、東京事務所2名）を

県におけるワンストップ窓口と位置づけ、各種手続きの窓口の一元化、事務処理の円滑化、迅速化に全庁あげて取り組んでいる。

特に、土地利用調整にあたっては、開発等の事務を担当する下記部局の職員を当該室の兼務職員とすることにより、ワンストップサービス体制の充実・強化に努めている。

農政課（農業利用調整担当）1名、都市計画課（都市計画担当）1名

住宅課（開発許可担当）1名、環境政策課（環境アセスメント担当）1名

とりわけ、大規模な企業立地に対しては、より迅速かつ専門的な対応が求められることから、一元的に課題を整理し、スピード感を持って対応方針を決定するための仕組みとして、庁内に副知事をトップに関係部局で構成する「企業誘致推進連絡会議」を設けており、操業開始までのリードタイムの短縮と事業者の負担軽減に努めている。

#### 彦根市と滋賀県の連携

滋賀県におけるワンストップ窓口である商工観光労働部企業誘致推進室では、地域ブロック担当制を採用しており、これにより、日頃から両者間での情報交換を密にすることで、お互いに最新の地域情報を把握、確認するなどして企業の立地ニーズに即応できるように努めている。

#### 滋賀県産業立地推進協議会による一体的な取り組み

滋賀県では、工業団地や工場適地を管轄する県内18市町等（彦根市を含む）から構成する「滋賀県産業立地推進協議会」を設置し、県とこれら市町等が一体となって企業誘致に関する情報の収集・提供及び広報活動等を展開しているところであり、本基本計画の推進にあたっては、必要に応じて共同取り組みを実施し、相乗効果に努める。

#### (2) 新たに行う取り組み

彦根市では、本基本計画の推進に当たって、企業立地の諸問題を全庁的に共有し、円滑に対応するため、庁内関係部局との連携を強化すると同時に、新たな産官学ネットワークを構築することにより、新産業の創出と企業立地に集中的に取り組んでいく。

また、企業側の情報窓口担当者との連携を密にし、立地後の新たなニーズや課題の把握、フォローに努める。

#### 10 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

##### 環境保全への配慮

彦根市と滋賀県は、産業集積の形成または活性化にあたっては、健全な地域環境を保ちながら立地事業者の円滑な操業を確保する観点から、工場設置に係る事前協議等を充実す

るとともに、事業者が環境負荷の低減や産業資源の有効活用に努め、自然環境との調和を目指した事業活動や環境貢献活動を展開できるよう配慮する。

また、彦根市では「彦根市環境基本計画および地域計画」において掲げた環境像「自然と歴史をいかし、恵みゆたかな環境をはぐくむまち彦根」の実現を目指し、各分野における環境保全に向けた取り組みを推進しており、立地企業にあたっては、公害関係法令に基づく規制基準等の遵守はもちろんのこと、彦根市環境基本条例に基づき、「公害防止および環境保全に関する協定」の締結を進め、事業者も地域の一員として、積極的に環境保全に取り組むよう求めている。

さらに彦根市では、平成20年7月に地球温暖化による環境への影響を減らし、温室効果ガスの排出量が少ない、持続可能な社会システムを構築するため、低炭素社会の実現が自らの責任であることを自覚し、あらゆる分野において温室効果ガスの排出削減のための行動を実践する「低炭素社会構築都市」であることを宣言し、市民や事業者が温室効果ガスの削減のために何ができるかを考え、行動していくことを求めている。

なお、企業の立地に際して、近隣住民に対して説明の必要がある場合には、環境保全等について説明会を開催するなど、理解を得るための取り組みを行う。

#### 安全で安心できる住民生活の保全への配慮

犯罪のない安全で安心できる地域社会を実現する上では、地域の自主防犯機能の強化を図ることが重要であることから、彦根市と滋賀県は、警察等関係機関との連携を図りながら、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づき、県、市、県民等及び事業者が相互の連携の下に地域の安全を守るための活動の展開に向けた取り組みを進める。

また、彦根市では地域における生活の安全に関し、市と市民及び事業者の責務を明らかにし、安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、生活安全に関する環境を整備することにより犯罪や事故等を防止し、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とした、「彦根市生活安全に関する条例」を定めており、事業者には、その事業活動に関し、犯罪の防止など地域の安全活動の推進に必要な方策を講じるとともに、市が実施する生活安全に関する施策に協力することを求めている。

さらに、彦根警察署管内の自治体（犬上郡）と共同で、防犯活動の実践体として、郷土を犯罪から守ると共に、警察の行う犯罪の予防活動に協力し、明朗な地域社会の形成に努めることを目的とした「犬上・彦根防犯自治会」を組織しており、各種防犯啓発や定期的な防犯パトロール、危険箇所の点検、防犯灯の設置などの自主防犯活動を推進している。

こうした取り組みに加えて、今後とも具体的な企業立地計画を踏まえ、近隣住民の意見等を十分聴きながら、安全で安心できる住民生活の保全に向け、施設の適切な管理や犯罪、交通事故防止のための取り組みをはじめ、不法就労防止のための取り組みの促進についても検討を行う。

- 1 1 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

現時点では該当なし

- 1 2 その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要事項

8で述べた滋賀県地域産業活性化協議会の彦根地域分科会が中心となって、立地企業と既存企業の経営者や研究者等とが自由に交流できる場づくりに努めるなど、立地後のフォローにも十分配慮していく。

また、財団法人滋賀県産業支援プラザと連携して、立地企業を含めた県内外の企業の経営者や大学等の研究者等が自由に交流できる場づくりに努める。

- 1 3 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成26年度末日までとする